

2 ごみ減量化推進のために

ごみ減量化への取り組み

資源循環型社会の構築を目指して

大量消費社会から資源循環型社会へ移行するため、国は平成13年に「循環型社会形成推進基本法」を施行し、その中でごみの発生を抑え、資源を繰り返し使い、適正な処分を行うための基本原則を定めました。

次いで、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法などの関連法令を施行、令和4年には、「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。これらの法令は、廃棄物の再生利用や再資源化などを進めることで新たな資源投入を抑え、資源循環型社会の構築を目指しています。

川口市では、「第8次一般廃棄物処理基本計画」において、「みんなでごみを減らし、資源が循環する清潔で美しいまち 川口」を目指すべき将来像とし、この実現のため、戸塚環境センターおよび朝日環境センターの施設の建て替えをはじめ、時代の要請に対応した施策を推進します。市民・事業者のみなさんの一層のご理解、ご協力をお願いします。

(問い合わせ) 資源循環課

脱プラスチックに向けた取り組みについて

近年、自然界に放出されたプラスチック製品が、紫外線や波で劣化し、破砕・細分化され、マイクロプラスチックとなって海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

川口市では、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先進的に取り組んできました。一方で、啓発用品・記念品等として、年間20万点を超える製品を配布しています。

そこで、市民のみなさんに脱プラスチックに向けた認識を深めていただくため、市が率先して下記事業に取り組んでいきます。

<令和元年度からの川口市の取り組み内容>

- ①本市が提供するうちわは、プラスチック製から竹、木、紙製等に切り替える
 - ②本市が関係(主催・共催・後援等)するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するように、出展者に協力を求める
 - ③本市が提供する啓発用品や記念品等は、代替が利かないプラスチック製品を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制する
 - ④職員は、マイバッグ、マイカップ、マイスプーン等を使用して、脱プラスチックに率先して取り組む
- (問い合わせ) 環境総務課 資源循環課

食品ロスの削減について

食べることができるのに廃棄されてしまう食品を「食品ロス」といいます。日本では年間461万トン(令和6年度推計※1)の食品ロスが発生しており、国民1人につき1日あたり約101グラム※1の食べ物が捨てられていることとなります。

川口市では、この食品ロスを削減するため、作成した啓発用パンフレット等を活用し、周知・啓発に努めています。

また、全国で、家庭で余っている食品を必要としている人(団体・施設等)に寄贈する「フードドライブ」という活動を実施しています。川口市では、市主催のイベントのほか、市内全公民館でフードドライブを、2年間で一巡する形で順次実施しています。また、令和8年1月に株式会社セブン・イレブン・ジャパンとフードドライブ実施に関する合意書を締結し、市内の一部セブン・イレブン店舗でフードドライブを実施しています。

◆川口市の家庭から出る1人1日あたりの食品ロス量※2 (g)

令和5年度 (基準値)	令和7年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	令和17年度 (目標値)
55.9	53.8	45.8	41.4

※1 参考：消費者庁資料

「2024(令和6)年度食品ロス量推計値の公表について」

※2 参考：第8次川口市一般廃棄物処理基本計画

(問い合わせ) 資源循環課

川口市クリーン推進員制度

平成3年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が全面改正され、発生抑制・再使用・再生利用等ごみ減量やリサイクルを推進するための「廃棄物減量等推進員制度」の規定が新たに設けられました。

この規定に基づき、平成7年2月から「川口市クリーン推進員制度」を導入。地域住民600人(令和8年4月1日現在)に委嘱し、活動していただいています。

<主な活動内容>

- 1 ごみの減量及び適正な処理についての普及啓発
- 2 ごみの分別及び排出指導
- 3 集団資源回収、美化活動等の指導(要請)及び協力
- 4 ステーションの排出調査及び市への連絡、報告
- 5 その他市の施策への協力

(問い合わせ) 資源循環課

グリーン購入の推進について

グリーン購入とは、商品やサービスを買うときに環境に対する影響を考えて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで買うことです。平成13年4月に「グリーン購入法」が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めるよう求めています。

川口市では、「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」を定め、グリーン購入に取り組んでいます。

（問い合わせ） 環境総務課

リユース促進に向けた連携と協力に関する協定について

本市では、第8次川口市一般廃棄物処理基本計画の中で、基本施策の一つとして「3Rが浸透したライフスタイルを支援する取り組みの推進」を掲げ、様々なごみ減量の活動を行うこととしております。

廃棄される粗大ごみ及び資源物の中には、まだまだ活用できる家具や家電等が多く含まれており、リユースの更なる促進を目指すべく、株式会社ジモティーと協定を締結しました。

（問い合わせ） 資源循環課

環境への取り組みについて

平成30年3月に第3次川口市環境基本計画を策定し、将来の環境像を「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち川口」とし、これを実現するため、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

そのなかで、ごみについては3Rの取り組みを推進し、ごみの発生を最小限に抑え、資源やエネルギーが繰り返し利用される「循環型社会」を形成していくことを目指しています。

また、本市では令和4年3月に「川口市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、これまでの「低炭素」から「脱炭素」に考え方をシフトしながら、第2次川口市地球温暖化対策実行計画にもとづき、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

計画では、3Rの取り組みによりごみを減らすとともに、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルを推進することにより、ごみ焼却から排出される温室効果ガス排出の削減に取り組んでいます。

（問い合わせ） 環境総務課

生ごみ処理容器の購入支援制度について

家庭から排出される生ごみの減量化の促進を図るため、市民が生ごみ処理容器を購入する際に、支援制度を実施しています。詳細は市のホームページや本庁舎・各支所などで配布しているパンフレットをご確認ください。

支援内容	交付対象	提出書類・添付書類
設置費に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨）とし上限まで。 ただし、市内業者を活用した場合1セット上限18,000円、市内業者以外による設置の場合1セット上限15,000円とする。	自宅において、家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自家処理により、生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器を購入し、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動（増設は対象外） 【交付条件】 ・市内に住所を有し、申請者自らが居住する住宅で使用する。 ・市税に滞納がないこと。 ・設置する機器等が転売目的または中古品でないこと。 ・容器等の内部で生ごみを減量する機能を有するもの ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの ・代金の領収日が令和8年3月1日以降であること。	①申請書兼請求書（様式第1号） ②領収書の写し ③設置状況の写真（設置後） ④機器の名称及び処理方法等がわかるカタログ等の写し ⑤発行日から1年以内の「法人登記事項証明書」（法人の市内業者による設置の場合） ⑥発行日から1年以内の「住民票」（個人事業主の市内業者による設置の場合） ⑦その他必要な書類

（問い合わせ） 環境総務課

3 R 推進活動等助成事業

資源循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的として、町会・自治会に対して平成19年4月より、3R推進活動等助成事業を実施しています。

3R推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、そのほか、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択していただき、合計7項目以上の3R推進活動等を自主的に実施する町会・自治会に対して、助成金を交付しています。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としています。

3R推進活動等助成金状況

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録団体数（団体）	230	231	230	230	229
助成金額（円）	67,349,000	66,776,000	65,955,000	65,711,000	65,368,000

3R推進活動等助成事業実施メニューおよび活動状況の推移

No.		項目	実施基準
1	必須項目	一般廃棄物の減量化、再使用若しくは再資源化又は適正処理を推進するための研修会の実施、その他の啓発活動	年度1回以上
2		一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	月1回以上
3		一般ごみステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週1回以上
4	選択項目	一般ごみステーションの設置に関する活動	必要に応じた回数
5		一般ごみステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	年度1回以上
6		資源物ステーションの設置に関する活動	必要に応じた回数
7		資源物ステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	年度1回以上
8		資源物ステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	月1回以上
9		資源物ステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週1回以上
10		乾電池収集拠点の設置に関する活動	必要に応じた回数
11		乾電池収集拠点における不法投棄防止対策に関する活動	月1回以上
12		乾電池収集拠点およびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	週1回以上
13		クリーン推進員の指導に基づく地域清掃に関する活動	年度4回以上
14		不法投棄の防止対策としての地域巡回に関する活動	年度4回以上
15		その他市長が3R推進活動等としてふさわしいと認める活動	市長が認める頻度

（問い合わせ） リサイクルプラザ

資源回収団体助成事業

市内の町会や自治会、PTA等の登録団体が行う集団資源回収を広めていくため、回収団体に対し回収重量1kgにつき10円の助成金を交付しています。

対象品目は古紙類（新聞紙、雑誌類、段ボール）及び繊維類です。回収品目、回収日、回収場所は団体ごとに決めて活動していただいています。

集団資源回収を広めていくことは資源を大切にすることを育て、地域コミュニティの醸成を進めていくだけでなく、ごみの減量につながり、限りある資源を有効に利用することにもなります。積極的に集団資源回収を利用してください。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録団体数（団体）	425	422	416	418	413
助成金額（円）	107,788,130	103,793,190	95,583,670	91,582,170	88,333,530
回収重量（t）	10,779	10,379	9,558	9,158	8,833
新聞紙（t）	3,294	3,032	2,709	2,499	2,339
雑誌（t）	2,801	2,802	2,563	2,456	2,312
段ボール（t）	4,348	4,253	4,018	3,941	3,922
繊維類（t）	336	292	268	262	260

（問い合わせ） リサイクルプラザ